



## 「食品等の年末一斉取締り」の実施について

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通し、また、ノロウイルスによる食中毒も発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品取扱い施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所(保健所)職員が立入検査を行い、適切な衛生管理がなされているか点検するとともに、流通食品の安全性を確保するため、店頭からの食品の抜き取り検査を実施します。

飯田保健福祉事務所では、食品取扱い施設への立入検査等を以下のとおり実施します。

### 1 実施期間

令和2年12月1日(火)から12月28日(月)まで

### 2 実施方法

#### (1) 食品取扱い施設への立入検査

重点施設	立入検査内容	予定件数
スーパーマーケット 大規模な旅館 仕出し屋、弁当屋等	食品の衛生的な取り扱い方法 食品の適正表示の確認等	100件 (予定)

#### (2) 食品の抜き取り検査

対象食品	検査項目	予定検体数
食肉製品、魚介類、魚介類 加工品、牛乳、干柿、 輸入農産物等	細菌検査(細菌数、大腸菌群等) 食品添加物検査(着色料、保存料、発色剤 等) 残留農薬検査等	35検体 (予定)

### 3 その他

食品営業施設への立入検査を次のとおり公開します。

- (1) 日 時 令和2年12月10日(木) 午前10時から(2時間程度)  
(2) 場 所 下伊那郡高森町山吹 4515 MEGAドン・キホーテUNY高森店

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —  
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】

飯田保健福祉事務所(飯田保健所) 食品・生活衛生課  
(課長) 小平 満 (担当) 樋口 宗裕  
電話: 0265-53-0446 (直通)  
0265-23-1111 (代表) 内線 2162  
FAX: 0265-53-0469  
E-mail: iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp